

広告景観整備地区と広告景観協定地区

地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域に屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する整備基準を定めた「広告景観整備地区」を市が指定している。また、地域住民等が自主的なルールとして屋外広告物の整備基準を定め、市が認定することにより公的な位置付けを与える「広告景観協定地区」がある。

広告景観整備地区の名称	指定日
御幸通り周辺広告景観整備地区	令和2年4月1日
東静岡駅周辺広告景観整備地区	令和2年4月1日
三保半島広告景観整備地区	平成31年4月1日
広告景観協定地区の名称	認定日
恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区	平成31年3月28日

広告景観整備地区と広告景観協定地区の位置関係



御幸通り周辺広告景観整備地区

ルールがないと・・・



▲現在の御幸通り



▲将来像（悪化した場合）



3 広告景観整備基準

共通基準

- ◎ 点滅する広告は使用しないこと
(電光掲示板、LEDビジョン等を除く)



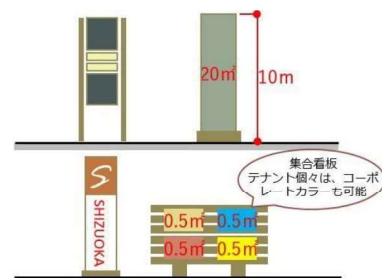
建築物の壁面を利用するもの

- ◎ 高層部は落ち着いた広告景観とするため、高層部（10mを超える）は高層部壁面面積の15%以下であること
- ◎ 低層部は広告物を効果的に使用し、賑わいを出すため、低層部（10m以下）は低層部壁面面積の20%以下であること
- ◎ 風格ある街並みを形成するため、地の色は彩度8以下、伝統色（次ページ「別表」参照）、建物の外壁の色と同系色、着色していない木材及び石、コンクリート等の材料で仕上げられたものであること
- ◎ アクセントカラーとして地の色に彩度8を超える色彩を使用する場合は、板面の50%以下であること



野立のもの

- ◎ 歩行者に圧迫感を与えないため、高さは10m以下、面積は全面20㎡以下であること。
- ◎ 風格ある街並みを形成するため、地の色は彩度8以下、伝統色、建物の外壁の色と同系色、着色していない木材及び石、コンクリート等の材料で仕上げられたものであること
- ◎ アクセントカラーとして地の色に彩度8を超える色彩を使用する場合は、板面の50%以下であること
- ◎ テナント集合看板の1店舗の表示面積は、0.5㎡以下であること



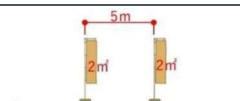
置看板（道路境界から2m以内のもの）

- ◎ 歩行者空間の快適性、安全性向上のため、高さは1.5m以下、幅は0.8m以下、表示面積は全面で2㎡以下であること



のぼり旗

- ◎ 歩行者空間の快適性、安全性向上のため、各店舗2本以下であること
(期間限定のものは除く)



3章 地域特性を生かした取決事項

御幸通り周辺広告景観整備地区

別表（伝統色）

茶系

象牙色 ぞうげいろ 4.2Y9.5/1	女郎花 おみなえし 9.8Y9.3/4.8	灰白色 かいはくしょく 4.1Y9/1.2	練色 ねりいろ 3.1Y9/1.8	蒸栗色 むしぐりいろ 6.9Y8.8/4.2	枯草色 かれくさいろ 8.5Y8.6/6.1	浅黄 うすき 1.7Y8.5/4.2	砂色 すないろ 5.1Y8.4/2.5	亜麻色 あまいろ 9.1YR8/2.1	枯色 かれいろ 1.6Y7.9/4.7
白茶 しらちや 6.3YR7.7/3.7	白橡 しろつるばみ 1.9Y7.5/3.1	木蘭色 もくらんじき 5.1Y7.2/5.3	飴色 あめいろ 0.2Y7.4/6.5	赤白橡 あかしろつるばみ 2.5Y7.2/4.4	伽羅色 きやらいろ 5.5Y7/5.7	極色 はしばみいろ 1.7Y6.7/4.6	青朽葉 あおくちば 7.9Y6.5/6.4	桑染 くわぞめ 2.8Y6.4/5.4	江戸茶 えどちや 3.7YR6.3/6.7
黄土色 おうどいろ 10Y6.2/7.2	利休茶 りきゅうちや 4.3Y6.1/4	灰汁色 あくいろ 3.5Y6/2.3	油色 あぶらいろ 5.1Y6/4.1	黄唐茶 きがらちや 9.9YR6/6.5	黄橡 きつるばみ 0Y6/6	遠州茶 えんしゅうちや 9R6/6.7	錦浅葱 ときあさぎ 5.1R6/4.3	柴染 ふしぞめ 4.1YR6/4	梅染 うめぞめ 0.5YR6/4
檀色 はじいろ 2.1YR5.6/6	丁子茶 ちょうじちや 1.9YR5.8/4.6	空五倍子色 うつぶしいろ 9YR5.7/2.8	根岸色 ねぎしいろ 7.9Y5.6/5.1	鶯色 うぐいすいろ 9.1Y5.6/6.7	芝蔴茶 しかんちや 6.2YR5.5/5.5	丁子染 ちょうじぞめ 6.2YR5.5/5.7	焦香 こがれこう 3.3YR5.5/5.2	枇杷茶 びわちや 5.1YR5.5/5.6	磯茶 ひわちや 7.9Y5.5/3.1
黄海松茶 きみろちや 6.5Y5.4/4.1	利休色 りきゅういろ 4.6Y5.4/2.6	胡桃色 くるみいろ 2.2YR5.1/5.8	砺茶 とのちや 1.2YR5/4.8	宗伝唐茶 そうでんからちや 8.3R5/4.9	蘇芳香 すおうこう 5R5/5.9	緒 そほ 8.8R5/4.9	肥後爆竹 ひごすすたけ 1Y5/2.9	朽葉色 くちばいろ 9.2YR4.9/4.3	桑茶 くわちや 1Y4.8/6.19
路考茶 ろこうちや 0.1Y4.7/4.4	灰茶 はいちや 3.1YR4.5/5.8	浪紙色 しづかみいろ 2.1YR4.5/5.2	銀爆竹 ぎんすすだけ 0.8YR4.5/2.9	国防色 こくほうしょく 4.3Y4.4/3.9	海松色 みるいろ 7.9Y4.4/3.7	煎茶色 せんちやいろ 0.6YR4.4/4	枯茶 からちや 2.5YR4.4/4.3	檜皮色 すずだいろ 9.3R4.1/6.9	茶色 ちやいろ 7.1R4.1/6.8
小豆色 あずきいろ 5.2R4.1/6.6	媚茶 こぼちや 0.8Y4.1/2.6	櫻茶色 ききょうちやいろ 6.6YR4.1/2	黄枯茶 きがらちや 3.9YR4/2.9	瑠璃茶 りかんちや 6.4Y3.8/4.8	爆竹色 すすたけいろ 6.1R3.6/2.9	焦茶 こげちや 8.8R3.4/3.6	唐茶 からちや 1.1YR3.1/6.2	赤褐色 せっかつしょく 7.1R3/4	栗皮茶 なまかわちや 7R3/4.8
茶褐色 ちやかつしょく 9R3/3.8	錆色 さびいろ 8.6R2.8/5.5	涅色 くろいろ 6.1YR3/1.8	憲法色 けんぽういろ 1.9YR2.7/2.2	葡萄茶 えびちや 4.1R2.6/6.3	黒茶 くろちや 2.8YR2.6/3.5				

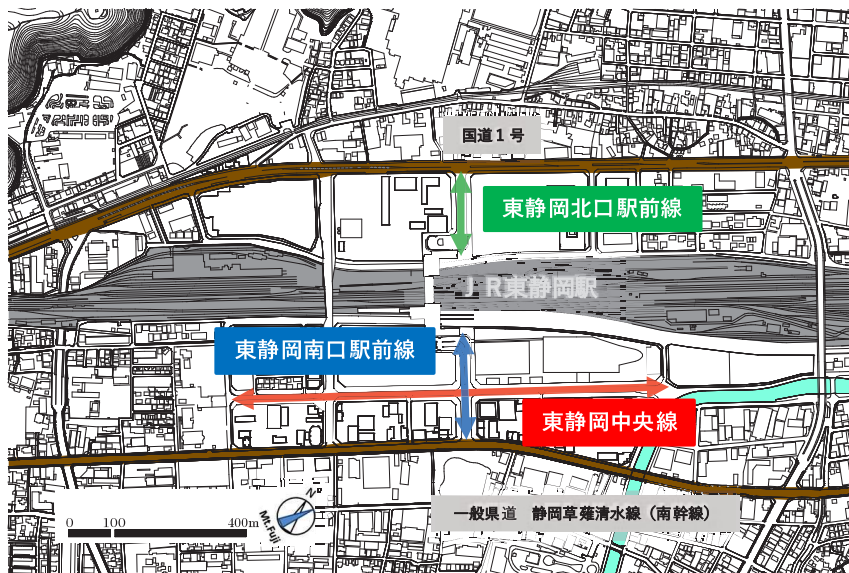
鼠系

生成り色 きなりいろ 3.6Y9.7/0.4	乳白色 にゅうはくしょく 8RP9.5/0.04	白練 しろねり 9.6YR9.5/0.07	素色 そしょく 9.1R9/0.4	桜鼠 さくらねず 4RP8.9/1	鴉鼠 ときねず 8.5RP8.5/1.5	薄梅鼠 うすうめねず 5.5RP8.5/0.6	灰梅 はいうめ 1.8YR8.5/1.9	灰桜 はいざくら 5.2R8.5/1.7	枯野色 かれのいろ 2.3YR8.1/0.7
霞色 かすみいろ 3.2RP7.8/0.7	満色 うるみいろ 2.7YR7.8/0.6	銀鼠 ぎんねず 2.4P7/0.1	利休白茶 りきゅうしろちや 1.8Y7/1.1	薄鈍 うすにび 1.8R7/0.02	青白橡 あおしろつるばみ 6.5GY6.6/2.4	薄墨色 うすずみいろ 5Y6.6/0.1	深川鼠 ふかがわねずみ 9.1GY6.5/2.2	錫色 すずいろ 9.3B6.5/0.3	薄色 うすいろ 7.8P6.5/2.1
素鼠 すねずみ 7.8BG6.4/0.1	茶鼠 ちやねずみ 5.7YR6.4/1.3	桔梗鼠 ききょうねず 2.7P6/0.8	鼠色 ねずみいろ 3.4P6/0.1	胡桃染め くるみぞめ 9.5R6/2	湊鼠 みなとねずみ 8.8BG6/1.9	豆がら茶 まめがらちや 3G5.9/1.1	鳩羽鼠 はとばねずみ 1.4R5.8/1.7	利休鼠 りきゅうねずみ 4.9GY5.7/1.4	生壁色 なまかべいろ 9.8YR5.4/2.5
江戸鼠 えどねず 0.8YR5.4/1.7	源氏鼠 げんじねず 5.6RP5.3/0.9	煤色 すすいろ 0.9YR5.2/0.9	藍鼠 あいねず 4.4B5.2/2.2	灰色 はいいろ 6.8RP5.1/0.04	鉛色 なまりいろ 5.3PB5/0.2	山鳩色 やまばといろ 4.6GY4.9/1.5	青鈍 あおにび 3G4.8/1.7	鈍色 にびいろ 1.7R4.6/0.1	錆鉄御納戸 さびてつおなと 4.1B4.4/2.8
岩井茶 いわいちや 2.2GY4.4/1.8	紫鼠 むらさきねず 6.5RP4.3/1	柳爆竹 やなぎすすたけ 7.9GY3.9/1.3	墨 すみ 1.3YR3.6/0.1	井鼠 どぶねずみ 0.4R3.5/0.5	藍海松茶 あいみるちや 8.7Y3.5/0.9	藤爆竹 ふじすすたけ 1.6RP3.5/1	藍媚茶 あいこびちや 0.1GY3.4/1.2	海松茶 みるちや 8.5YR3.4/0.9	錆鼠 さびねず 1.3B3.5/1.4
草色 かわいろ 6.2G3.4/1.7	消炭色 けしずみいろ 6.3R3.2/0.4	黒橡 くろつるばみ 7.6R3.1/1	紅消鼠 べにけしねずみ 2.2R3/1.1	藍墨茶 あいすみちや 2.3PB3/0.5	千歳茶 せんさいちや 0.5GY3/0.7	檳榔子染 びんろうじぞめ 5.5R2.5/0.6	羊羹色 ようかんいろ 6.2BG2.4/0.3	黒緑 くろみどり 7.4GY2.1/0.5	黒膏 くろとび 3.8R2.1/2
赤墨 あかすみ 9.5R2.1/1.4	百入茶 ももしおちや 9BG1.8/1.5	蠟色 ろういろ 6RP1.7/0.03	黒紅 くろべに 8.3P1.7/1.6	鉄黒 てつくろ 0.4YR1.1/1.6	憲法黒茶 けんぽうくろちや 4Y1/2.5	暗黒色 あんくろくしょく 0.1GY0.7/1.1	黒檀 こくたん 7.5R0.6/3.3	烏羽色 からすばいろ 5.6RP0/4.6	薄羽色 ぬればいろ 0R0/0

東静岡駅周辺広告景観整備地区

1 対象区域

- 対象路線：東静岡中央線、東静岡北口駅前線、東静岡南口駅前線
- 対象区域：3路線の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地区 ※国道一号及び県道静岡草薙清水線に面する敷地は含めない。



2 広告景観整備の目標・方針

目標

○本地区は今日まで、東静岡駅周辺土地区画整理事業が平成29年度に完了し、静岡市の副都心として発展してきている。現在の景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観を創出することを目的とする。



現在の良好な看板を維持し、悪くならないために規制をかけます



周辺の景観と調和している

基本方針

- 建物のデザイン及びまち並み景観の連続性に配慮する
- デザイン性の高い優れた広告物等の創出（市民や来訪者の交流街区）
- 駅前のメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力あるまち並みをつくるため、設置場所・規格・色彩等に配慮する



中高層部の外壁等は必要最小限の広告物



低層部は賑わいを高め、デザイン性の高い優れた広告物等の創出

3 広告景観整備基準

共通基準

- 建築物やオープンスペースとの調和を図ること。
- 動光、点滅照明、回転する広告物は設置しないこと。ただし、駐車場等の安全対策の為に設置するものは除く。
- 道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。
- 地の色は、彩度8以下のものであること。



電光掲示板



点滅照明



回転灯

3章 地域特性を生かした取決事項

東静岡駅周辺広告景観整備地区

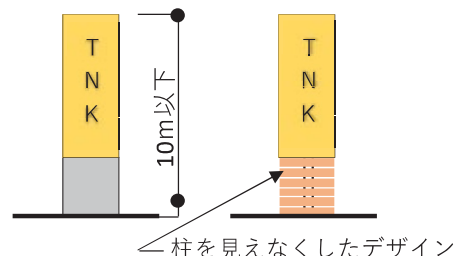
野立看板

【A：道路境界から壁面後退線の範囲】

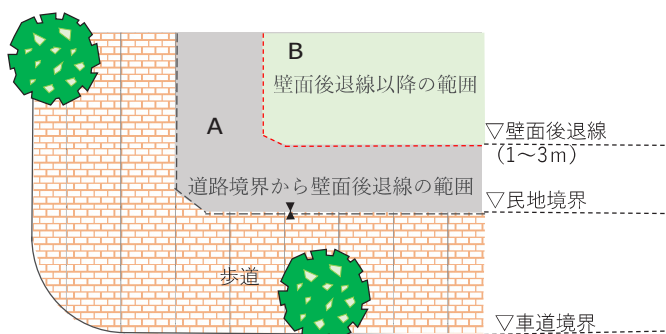
- ◎地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- ◎柱が見えない構造とすること。ただし、簡易なものの躯体は、明度3以下かつ彩度3以下（ダークブラウン推奨）及び板面は彩度5以下で表示面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。
- ◎地上からの高さは、10m以下（低層部以下）であること。
- ◎1面15㎡以内としその合計が30㎡以内であること。
- ◎一敷地2基以内としデザインを統一すること。ただし、安全上、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

【B：壁面後退線以降の範囲】

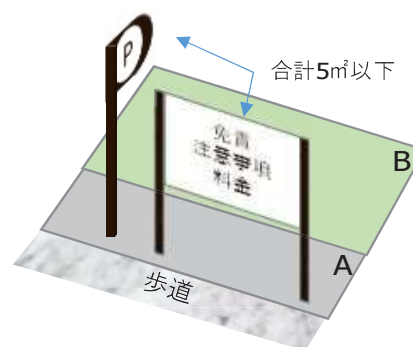
- ◎地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- ◎地上からの高さは、10m以下（低層部以下）であること。
- ◎1面20㎡以内としその合計が40㎡以内であること。
- ◎設置間距離は、5m以上とする。



柱が見えなくした洗練された野立看板



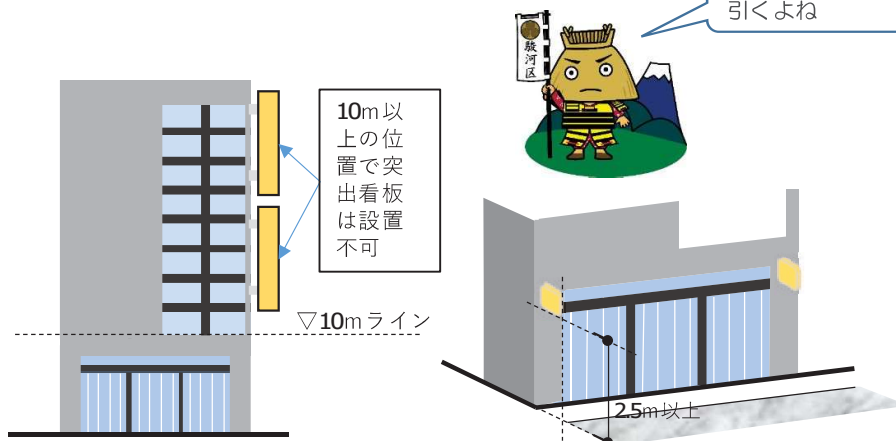
コインパーキングなど道路面に面した部分の広告の掲出量は最小限に留め、周辺の街並みとの調和に努める。



突出看板

- ◎設置位置は、地上高2.5m以上、10m以下（低層部）とする。
- ◎1階の店舗は、1面0.5㎡以下としその合計が1.5㎡以内であること。2階以上の店舗は、1面1.0㎡以下としその合計が3.0㎡以内であること。ただし、複合で掲出する場合は、1面1.5㎡以下としその合計が4.5㎡以内であること。
- ◎一敷地2基以上設置する場合はデザインを統一すること。
- ◎文字やロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。

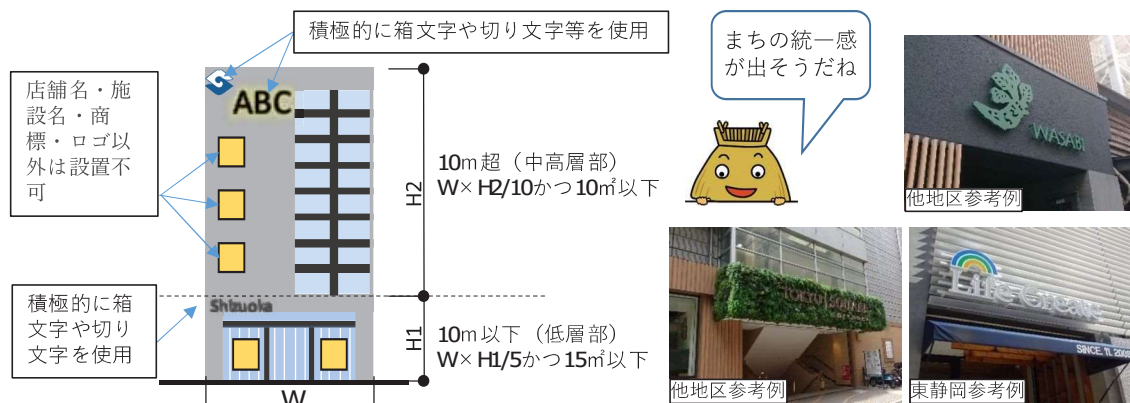
ワンポイントの看板って歩いてると目を引くよね



東静岡駅周辺広告景観整備地区

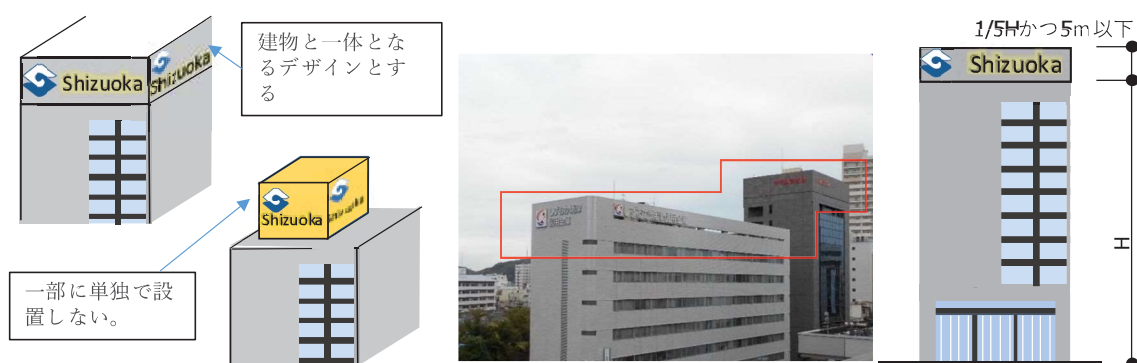
壁面看板

- ◎店舗名や施設名等は箱文字、切り文字、その他類するものを使用すること。
- ◎低層部（10m以下）は、総面積20㎡以下、かつ、低層部の壁面面積の1/5以下であること。
- ◎中高層部（10m超）は、総面積15㎡以下、かつ、中高層部の壁面面積の1/5以下であること。
- ◎中高層部分の掲出内容は、店舗名・施設名・商標・ロゴのみであること。



屋上看板

- ◎掲出する建築物と一体となるようにデザインし、地の色は外壁と統一すること。
- ◎立方体、直方体構造等の広告物を屋上の一部に単独で設置しないこと。
- ◎支柱や骨組みが道路等から見えないようにすること。
- ◎文字またはロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。
- ◎高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/5以下で、かつ、5m以内であること。



塀看板

- ◎掲出は、文字またはロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。
- ◎1面2㎡以内とし、店舗名や施設名等は箱文字や切り文字を使用することに努める。

可変表示式屋外看板

- ◎にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。
- ◎設置位置は、原則、4m以下とする。
- ◎壁面に設置する場合は、5㎡以下、自立型を設置する場合は1面あたり2㎡以下であること。ただし、壁面に設置する場合は建物と一体的な形態、意匠とする。
- ◎まちなみを阻害しない色彩とし、夜間景観に配慮したまぶしすぎない明るさ（輝度）とする。
- ※電光ニュース板、デジタルサイネージのように、常時表示の内容を変えることができる屋外看板を可変表示式屋外広告物といいます。



その他の看板等（立看板、のぼり、アドバルーン等）

- ◎立看板は、各店舗1基とし高さ1.5m以下、幅0.8m以下とし表示面積は合計で2.0㎡以下であること。
- ◎その他は、設置不可とする。

3章 地域特性を生かした取決事項

三保半島広告景観整備地区

1 対象区域

■国内外の来訪者が三保松原へアクセスすることとなる主要3路線を指定します。（右図をご確認下さい）

※県道三保駒越線(三保街道)は道路の中心線より幅30m以内を対象とします。

市道塚間羽衣線、羽衣海岸線は道路端部より幅20m以内(両側)を対象とします。

〈経緯〉

平成25年6月に『富士山』が世界文化遺産に登録され、構成資産の一つに『三保松原』が位置づけられたことを契機に、平成26年度に地元の皆さんと一緒に三保半島のまち並みづくりの配慮事項をまとめた景観形成ガイドラインを作成しました。

※このガイドラインに基づいてルールの義務化を行いました。



静岡市屋外広告物条例第7条第1項に基づく『広告景観整備地区』の指定を行いました。



2 広告景観整備の目標・方針

目標及び基本方針（県道三保駒越線）

I. 県道三保駒越線

目標：世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成す景観づくり

基本方針

富士山が眺めることのできる、**7mライン**を広告物の上限とし、景観形成を目指す。



■すでに建物や看板が立ち並んでいる状況です。

■高さを抑えることで富士山眺望を守ることができ、派手な色彩を抑えることで、富士山との調和がとれたまち並みが形成されます。

何もしない将来像



派手な建物や看板等が乱立し富士山眺望が阻害された状態

目指す将来像



建物や看板等が整備され富士山眺望が確保できた状態

三保半島広告景観整備地区

目標及び基本方針（市道塚間羽衣線）

Ⅱ. 市道塚間羽衣線

目標：名勝三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり

基本方針

建物の屋上に設置する広告物の設置高さは地上からその上端が5mを超えないものとし、野立広告については地上から高さ3mを上限とし、理想形の景観形成を目指す。



■現状の三保松原の景観を維持していくために、高さ・色彩を抑えます。



派手な建物や看板等が乱立し三保松原との調和が阻害された状態

目指す将来像



建物や看板等が整備され三保松原との調和が確保できた状態

目標及び基本方針（市道羽衣海岸線）

Ⅲ. 市道羽衣海岸線

目標：名勝三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり

基本方針

三保松原と駿河湾眺望が眺める東側は広告物の設置を禁止とし、西側は、建物の屋上に設置する広告物の設置高さは地上からその上端が5mを超えないものとし、野立広告については地上から高さ3mを上限とし、理想形の景観形成を目指す。



■現在、新道として整備中であり看板はない状況です。

■現状の三保松原や駿河湾の景観を維持していくために、高さ・色彩を抑えます。



看板等が乱立し三保松原や駿河湾への眺望が阻害された状態

目指す将来像



看板等が整備され三保松原や駿河湾への眺望が確保できた状態

3章 地域特性を生かした取決事項

三保半島広告景観整備地区

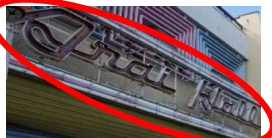
共通基準

○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。⇒自己所有の土地内で完結する広告

○電飾設備は、ネオン管、発光ダイオード（LED）等の光源が直接見える構造のもの（広告物を直接照らすものは除く。）、動光、点滅照明、回転するものその他これらに類するものを使用しない。



回転灯

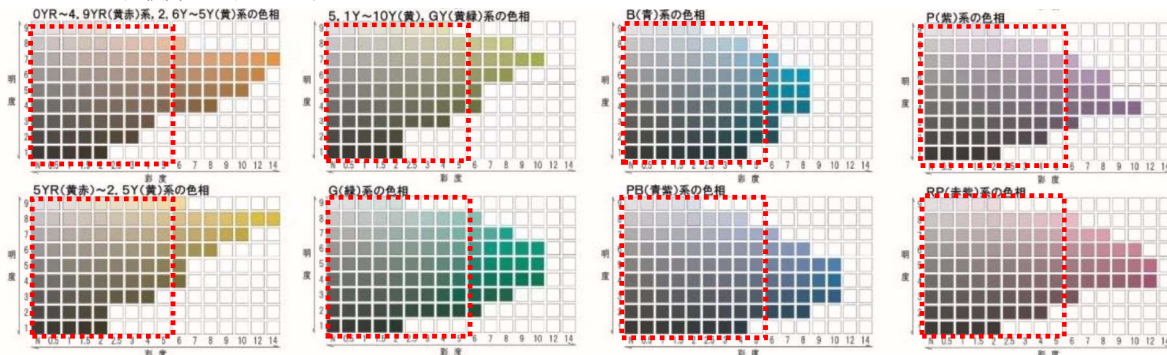


ネオン管露出



電光掲示板

○地色は、彩度5以下にする。



県道三保駒越線 個別整備基準

県道三保駒越線の整備基準

① 野立てのもの

- 広告塔の高さは地上7m以下
- 広告板の高さは地上5m以下
- 高さが4mを超えるものの個数は、1敷地につき1個
- 表示面積は1面10㎡以内とし、合計は20㎡以内

② 建築物の屋上に設置するもの

- 設置高さは上端が7mを超えないもの
- 広告物の高さは設置個所までの高さの2/3以下

③ 建築物の壁面から突き出すもの

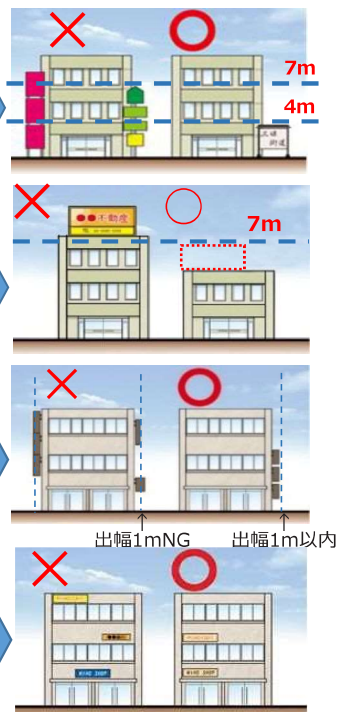
- 建築物の片側に集約、複数掲出する場合は同一規格にすること。
- 外壁からの出幅は1m以下
- 表示面積の合計は10㎡以内

④ 建築物の壁面及び塀を利用するもの

- 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
- 1つ当たりの広告物の表示面積は10㎡以内
- 複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの（同一規格）

⑤ その他

- 工作物等を利用するもの 突き出すものは設置不可
- その他の広告物等 アドバルーン・道路を横断するものは、設置不可



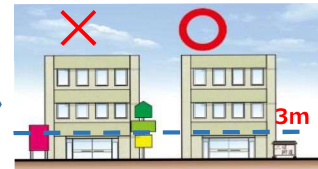
三保半島広告景観整備地区

市道塚間羽衣線・市道羽衣海岸線 個別整備基準

市道塚間羽衣線・市道羽衣海岸線の整備基準

① 野立てのもの

- 高さは3 m以下、1敷地につき1個
- 表示面積は1面3 m²以内とし、合計は6 m²以内
- 道路境界から1 m以上後退



② 建築物の屋上に設置するもの

- 設置高さは上端が5 mを超えないもの
- 広告物の高さが設置個所までの高さの2/3以下



③ 建築物の壁面から突き出すもの

- 設置不可



④ 建築物の壁面及び塀を利用するもの

- 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
- 1つ当たりの広告物の表示面積は6 m²以内
- 複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの（同一規格）

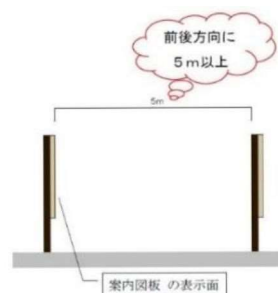


⑤ その他

- 工作物等を利用するもの 突き出すものは設置不可
- その他の広告物等(アドバルーン・道路を横断するもの)設置不可
- のぼり 設置不可

⑥ 案内広告物

- ①案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10Km以内
- ②高さは、地上3 m以下、道路区域から1 m以内に設置不可
- ③案内板の表示面積は1 m²以内とし、サービス内容・商品名・写真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- ④案内板を設置する相互間隔は5 m以上、個数は一敷地に1個
- ⑤地色は、彩度5以下
- ⑥4者以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が5 m²以内、1者当たりの表示の部分の面積が1 m²以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること



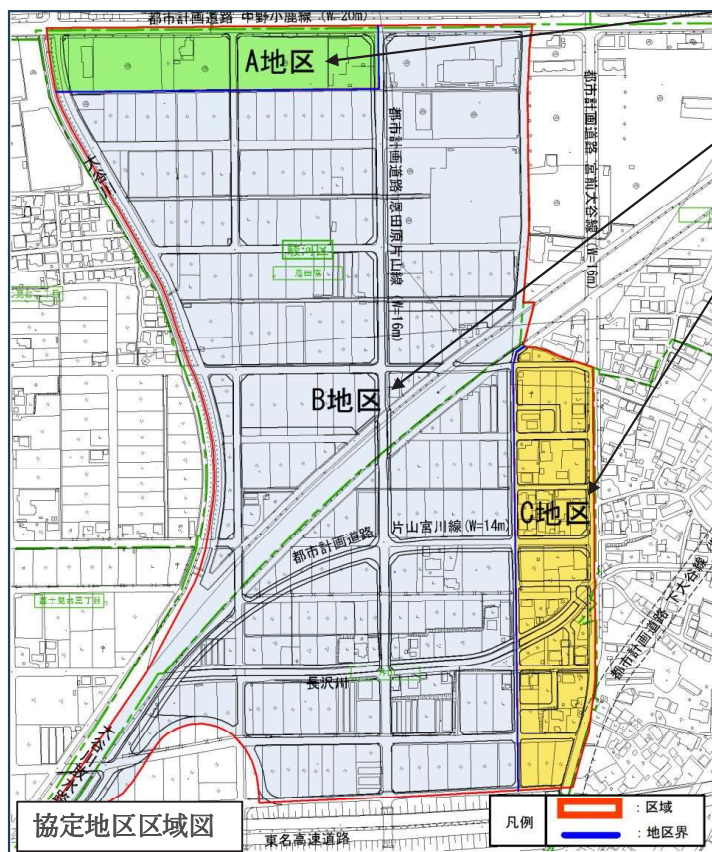
3章 地域特性を生かした取決事項

恩田原・片山地区広告景観協定地区

1 対象区域

恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区 区域図

○対象区域：A地区約2.5ha、B地区約33.7ha、C地区約4.1ha

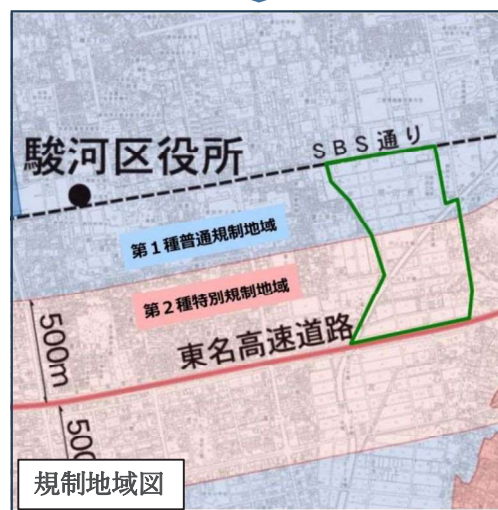


A地区 約2.5ha

B地区 約33.7ha

C地区 約4.1ha

※屋外広告物規制地域が第1種普通規制地域と第2種特別規制地域に分かれているのでご注意ください。



2 広告景観協定の目標・方針

目標・基本方針

○恩田原・片山地区は、日本平久能山スマートインターチェンジの北側に位置しており、周囲を幹線道路に囲まれた交通利便性の高い地区である。また、日本平や登呂遺跡、久能山東照宮などに近接し、富士山への眺望を有している地区である。本地区は、「大谷・小鹿地区まちづくりグランドデザイン」において、「活発に交流し、価値を創り合う創造型産業のまち」を目標に掲げ、新たな価値を創り出す拠点として工業・物流施設を中心とした土地利用を図りながら、既存の宅地化された都市的土地利用と調和したまちづくりを行うこととしている。そこで、本地区は、土地区画整理事業による土地利用の秩序と基盤整備の効果増進を図るとともに、計画的な土地利用の誘導と地域特性を生かした魅力ある環境を創出することを目標とする。



○静岡市屋外広告物条例に基づき協定認定し下記の記載内容を目指す。
・大規模画地により大間口となる企業エリアの歩道空間の景観向上。
・すっきりとした空間（景観）にし富士山眺望を確保。

本地区内で屋外広告物を計画する場合は
静岡市恩田原・片山地区計画整理組合に
事前協議を行ってください。

恩田原・片山地区広告景観協定地区

3 協定地区基準

野立てのもの

【A地区・C地区】

- (ア) 数量は、一敷地につき1基以下であること。
- (イ) 高さは、地上5メートル以下であること。
- (ウ) 1面の表示面積は、3平方メートル以内であること。
- (エ) 自家広告であること。

※ただし、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。

1基に限り設置可能。



1面の表示面積は3㎡以内。

高さは5m以下。

自家広告物に限り設置可能。

野立てのものは設置不可。



【B地区】

○設置できない。

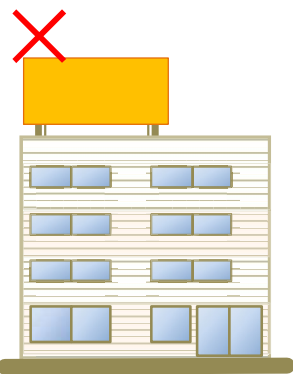
※ただし、売地または貸地であることを示すものは、一敷地につき1基に限り、また、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。

建築物を利用するもの

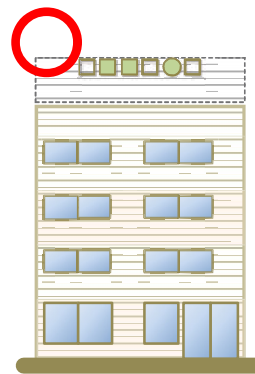
【屋上に設置するもの】

○設置できない。

※ただし、協定締結時に存する又は工事中のものはこの限りでない。また、屋上広告の全周が、建物壁面の素材や色彩と一体的なデザインにより、連続性をもたせた、建物と調和のとれた意匠であり、シート等の場合の表示面積は、1面の面積の100分の25以下（表示率25%以下）であり、または箱文字等の場合は、1文字のサイズは0.8メートル四方以内であり、その文字面積は、1面の面積の100分の50以下（文字率50%以下）の自家広告はこの限りでない。



↑屋上広告は設置できない。



↑建物壁面と連続性を持たせたものに限り設置可能。

工作物等を利用するもの

【電柱、外灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの】

○設置できない。

※ただし、静岡市と協定が締結されている「避難誘導電柱広告に関する協定書」に基づくものはこの限りでない。

避難誘導電柱広告に限り設置可能。



その他の広告物等

【のぼり】

○設置できない。

※ただし、展覧会等のため、一時的に、その会場の敷地内に設置する場合はこの限りでない。

4 協議・連絡先等

静岡市恩田原・片山土地区画整理組合

《静岡市恩田原・片山土地区画整理組合 事務局》

〒422-8023 静岡市駿河区片山21-1

TEL：054-654-5777 FAX：054-654-5778

用語集

屋外広告物（はじめに）

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。（屋外広告物法第2条より）

景観（はじめに）

- ・それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるもの。（静岡市景観計画より）

景観形成（はじめに）

- ・美しく風格のある都市の形成やうるおいのある豊かな生活環境を創造するため、景観の整備及び保全を図ること。景観の形成には、「維持する・保存する」、「なおす・取り除く」、「つくる」などすべての行為が該当。（静岡市景観計画より）

まちかどコレクション（P2,P3）

- ・市民の皆さまが見つけた市内のすてきな景観（まちかど）を本市が表彰するもの。

屋外広告業（P5）

- ・屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をおこなう営業をいう。すなわち屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業としておこなう営業。（元請け、下請けといった立場の形態の如何は問いません。）

屋外広告物法第2条（P6）

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを屋外広告物と示している。

景観計画（P7）

- ・景観法に基づき、景観行政団体（本市）が策定することができる良好な景観の形成に関する計画。

デジタルサイネージ（P10）

- ・屋外や公共空間などで、電子的な表示機器を使って、情報を発信するメディアの総称。

プロジェクションマッピング（P10）

- ・壁面などの表面にプロジェクターで映像を投影する手法。広告や各種イベントなどで利用されるもの。

規制地域（P11～P14）

- ・規制地域には大きく「特別規制地域」と「普通規制地域」がある。
- ・特別規制地域とは、原則として屋外広告物の掲出を禁止している地域。特に、自然景観、良好な住宅地などの保全が望まれる地域を「第1種特別規制地域」といい、また、良好な沿道、沿線景観などの形成が望まれる地域を「第2種特別規制地域」という。
- ・普通規制地域とは、原則として事前に許可を受けなければ屋外広告物を掲出することができない地域。都市計画区域等で一定の規制が必要な地域を「第1種普通規制地域」といい、活発な商業活動が見られる商業系土地利用の地域を「第2種普通規制地域」という。